

# 島根県障がい者差別解消支援地域協議会の取組について

## 1 設置の意義・経緯

### (1) 根拠規定

障害者差別解消法第17条（抜粋）

国及び地方公共団体は、関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。

### (2) 設置の意義

全ての問題を最初に受け付けた機関だけで解決することが求められるものではなく、各機関は相談の一時的な受け皿になり、自ら対応できない事案については、地域内の他の適切な機関に「つなぐ」ことが重要。複数の機関による連携が必要となる事案については、協議会で協議することが適当。

### (3) 設置の経緯

- ・H28.5.26 第1回 関係者連絡会議の開催
- ・H28.8.19 第2回 関係者連絡会議の開催
- ・H28.9.2 平成28年度第1回島根県障がい者施策審議会に報告
- ・H28.12.12 島根県障がい者差別解消支援地域協議会の設置

## 2 協議会について

### (1) 名称

島根県障がい者差別解消支援地域協議会

### (2) 設置日

平成28年12月12日

### (3) 設置の目的

地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織

### (4) 所掌する事務

- ①障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換すること
- ②障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うこと
- ③その他障がいを理由とする差別の解消に関連すること

(5) 構成機関

松江地方法務局人権擁護課、島根労働局職業安定部職業対策課  
島根県障がい福祉課、島根県教育庁総務課・特別支援教育課、島根県警察本部警務課  
出雲市健康福祉部福祉推進課

(6) 協議会と障がい者施策審議会との関係

協議会は、毎年度、その活動状況を「島根県障がい者施策審議会」へ報告する。これにより協議会の構成機関以外への障がい者差別解消にかかる施策全般に関する情報提供・意見聴取等の機会を確保する。

**3 平成30年度協議会開催状況**

(1) 開催日

平成30年6月4日

(2) 概要

○県内の障がいを理由とする差別に関する相談件数実績報告

	相談件数	内 訳		
		「不当な差別的取扱い」に関する相談	「合理的配慮の不提供」に関する相談	その他の相談
県	15件	1件	2件	12件
市町村	15件	3件	8件	4件
合計	30件	4件	10件	16件

○障がい者差別に関する相談事案及び当該事案に係る対応状況について事例報告

- ・行政機関等による「不当な差別的取扱い」に関する事案
- ・行政機関等による「合理的配慮の提供」に関する事案
- ・事業者による「不当な差別的取扱い」に関する事案
- ・事業者による「合理的配慮の提供」に関する事案

○障がい者差別解消のための取組事例に関する情報交換

- ・県及び市町村指定管理者制度導入施設における合理的配慮の提供の担保のための取組
- ・支援を必要としていることが分かりにくい方への支援に関する啓発の在り方